

1. 件名：検査制度の運用に関する核燃料施設等設置者との面談

2. 日時：令和4年3月2日（水）13：30～16：00

3. 場所：原子力規制庁 2階会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者

原子力規制庁

長官官房

森下審議官

原子力規制部

検査グループ 核燃料施設等監視部門

熊谷統括監視指導官、栗崎企画調査官、伊藤管理官補佐、青山上席監視指導官、服部上席監視指導官、木村主任監視指導官、福吉主任監視指導官、山本主任監視指導官、福原監視指導官、宮坂原子力運転検査官、横塚技術研究調査官

検査グループ 検査監督総括課

岡村係長

放射線防護グループ 放射線規制部門

星放射線安全審査官

東通原子力規制事務所 山本事務所長、森副所長

六ヶ所原子力規制事務所 松本事務所長、宮本副所長、皆川原子力運転検査官、山神原子力運転検査官

東海・大洗原子力規制事務所 片岸事務所長、大高原子力運転検査官、松沢原子力運転検査官、小野原子力運転検査官、水野技術参与

川崎原子力規制事務所 平田事務所長、篠川副所長

横須賀原子力規制事務所 橋野事務所長

敦賀原子力規制事務所 池谷原子力運転検査官

上斎原原子力規制事務所 塩見事務所長

日本原燃（株） 安全・品質本部 安全推進部長 他7名

リサイクル燃料貯蔵（株） 取締役技術安全部長 他1名

（公財）核物質管理センター 六ヶ所保障措置センター 参事 他4名

日本原子力研究開発機構 安全・核セキュリティ統括部 品質保証課 技術主幹 他12名

原子燃料工業（株） 品質・安全管理室 参事 他1名

三菱原子燃料（株） 安全管理課 課長 他1名

日本核燃料開発（株） 保安全管理部 安全管理グループリーダー 他1名

MHI原子力研究開発（株） 安全管理部 部長 他5名

（株）日立製作所 王禅寺センタ 王禅寺センタ長 他1名

東京都市大学 原子力研究所 原子炉施設管理室 管理室長
東芝エネルギーシステムズ(株) 原子力技術研究所 原子炉技術担当部長 他2名
(株)グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン 保安管理部 保安管理課
課長、他1名

立教大学 原子力研究所 管理室長
近畿大学 原子力研究所 原子炉主任技術者代行者 他1名
日本原子力学会「原子力アゴラ」調査専門委員会 大学等核燃およびRI 研究施設検
討・提言分科会 主査 他2名

5. 要旨

(1) 日本原子力学会から、配布資料1に基づき説明があった。

- ・日本原子力学会から、大学にある政令非該当使用施設は、年々管理に携わる職員が減ってきている状況にあり、新たに要求が課せられた品質管理活動やそのPDCAを廻すための書類の作成管理が非常に負担になっていること、同じような施設を有する大学間で情報を共有する機会もない状況にある、などの報告があった。
- ・原子力規制庁から、政令該当使用施設と非該当使用施設では規制で求めていることが異なることや、非該当使用施設を有する者向けの説明会で具体的な取組の事例を紹介しており、内容は当庁のホームページで確認できることを伝えた。
- ・日本原子力学会から、使用しなくなった核燃料物質は、まとめて管理した方が安全保障の観点から良いことなどの意見があった。

(2) 日立製作所王禅寺センタから、配布資料2に基づき説明があった。

- ・他の設置者から、当社より先に検査官が到着した場合でも、エスコートフリーにより入域できるよう下部規程に要領を追加して運用している旨説明があり、設置者間で情報共有を行いつつ、調整を行っていくこととした。

(3) 原子力規制庁から、配布資料3に基づき説明を行った。

- ・設置者から、「相場感で決めると人それぞれによって判断が異なる」、「一貫性を持って判断するための何らかの物差しがあった方がよい」、「使用施設においては、施設によってリスクが異なるので、一律の基準ではなく相場感と客観性の両方を考慮して欲しい」などの意見があった。
- ・原子力規制庁から、「判断根拠が客観的に説明できることが重要であること」、「事例集はあくまで参考であり、判断は変わり得るものであること」、「事例集の判断については、将来、第三者によるレビューの機会を設けることが重要」等を説明し、①客観的なルールに基づき決める、②相場感により決める、③両者の要素を入れる、という視点を踏まえて今後検討を継続していくこととした。

(4) 原子力規制庁から、配布資料4に基づき説明を行った。

- ・設置者から、「もう少し個々の案件の中身がイメージしやすいような記載、特に注意す

べき点を追記して欲しい」、「原子力規制の観点からどこに問題があるのかの点も整理して欲しい」、「人的要因か故障かの分類があっても良い」などの意見があった。

・原子力規制庁から、意見を踏まえ対応したい旨回答した。

(5) 原子力規制庁から、配布資料5に基づき説明を行った。

・参加者から、本年度のPIの提出期限は5月16日(月)になるのではないかと意見があった。

(6) 原子力規制庁から、配布資料6に基づき説明を行った。

・原子力規制庁から、「安全機能の喪失の判断は、保安規定に紐付いた下位文書も参照されるのか。→今後検討予定。」との記載については、保安規定本体のみを考えている旨補足した。

6. 配布資料

- ・配布資料1：大学等核燃およびRI研究施設の課題と提言
- ・配布資料2：フリーアクセスに関するエスコートフリーについて
- ・配布資料3：核燃料施設等における軽微事例集の作成方針(案)について
- ・配布資料4：R3年度 核燃施設気づきの傾向と原因に関する意見交換
- ・配布資料5：核燃料施設等における安全実績指標(PI)の運用変更について
- ・配布資料6：ウラン加工施設における検査指摘事項のスクリーニング手順の検討結果の報告